

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年10月10日

火 曜 日

号 外(2)

目 次

選挙管理委員会告示

○ポスター掲示場の設置等に関する規程の一部改正	1
○選挙運動等に関する規程の一部改正	
○最高裁判所裁判官国民審査細則の一部改正	2
○公職選挙事務処理規程の一部改正	6

告 示

富山県選挙管理委員会告示第64号

ポスター掲示場の設置等に関する規程の一部改正について

ポスター掲示場の設置等に関する規程（平成8年富山県選挙管理委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第4条第2項中「同項第4号の2のポスター」を「同項第4号の3の個人演説会告知用ポスター」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第65号

選挙運動等に関する規程の一部改正について

選挙運動等に関する規程（平成8年富山県選挙管理委員会告示第72号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第25条中「令第92条（公職の候補者等に関する通知）第1項、第6項、第8項又は第9項」を「令第92条（公職の候補者等に関する通知）第1項、第7項、第9項又は第10項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第66号

最高裁判所裁判官国民審査細則の一部改正について

最高裁判所裁判官国民審査細則（平成10年富山県選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第1条中「別記第20号様式」を「別記第1号様式」に改める。

第5条第1項中「別記第28号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第23号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とする。

第2条中「別記様式第23号」を「別記第4号様式」に改め、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

（裁判官が退官等した場合における掲示）

第2条 最高裁判所国民審査法（昭和22年法律第136号。以下「法」という。）第14条の2第3項の規定による掲示は、別記様式第2号によりするものとする。

（裁判官の氏名に変更が生じた場合における掲示）

第3条 法第14条の2第4項の規定において準用する同条第3項の規定による掲示は、別記様式第3号によりするものとする。

別記第 1 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

ちゅう
い
注 意

さいこうさいばんしよさいばんかんこくみんしんさ
最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷
された○○○○は、さいこうさいばんしよさいばんかんこくみんしんさ
最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項 (第五条第五項) (第五条の第三
一項)に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、○○○○の上の×を書く
欄には何も書かないでください。

平成 年 月 日

市 (町村) 選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように
行うこと。

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

ちゅう
注 意

さいこうさいばんしよさいばんかんこくみんしんさ
最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官○○○○は、
しんさ ふ
年 月
日その氏名しめいに変更が生へんこうじましました。投票用紙とうひようしには、変更前へんこうまえの氏名しめいである××××として印刷いんさつされて
れています。

平成 年 月 日

市(町村)選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違まちがうことのないよう
行うこと。

別記第23号様式を別記第4号様式とし、別記第28号様式を別記第5号様式とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

富山県選挙管理委員会告示第67号

公職選挙事務処理規程の一部改正について

公職選挙事務処理規程（平成12年富山県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 野 尻 昭 一

第 1 条 公職選挙事務処理規程（平成12年富山県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第27条（表示及び訂正等）第1項及び」を「第27条（表示及び訂正等）第1項及び第2項並びに」に改める。

第7条第1項第1号中「法第30条の8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第1項」を「法第30条の8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第2項」に改める。

様式第17号中

「 仮 投 票 用 封 筒							」
---------------	--	--	--	--	--	--	---

を

「 仮 投 票 用 封 筒							」
内 封 筒							」

に改める。

様式第18号中

不在者投票用	外封筒	一 般 用			
		郵便用	本人記載		
			代理記載		
	船 員 用				
内 封 筒					

を

不在者投票用	外封筒	一 般 用			
		郵便用	本人記載		
			代理記載		
	船 員 用				
内 封 筒					

に改める。

第 2 条 公職選挙事務処理規程の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「法第 30 条の 8（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）第 2 項」を「法第 30 条の 8（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出）第 2 項」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 94 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

